

後期高齢者医療制度のお知らせです

平成30・31年度の保険料率が決まりました

後期高齢者医療制度の保険料率は、医療給付費等を推計して2年ごとに見直されます。
 長野県における平成30・31年度保険料率は、後期高齢者医療広域連合議会2月定例会の議決を受け、次のとおり平成28・29年度の保険料率を据置きました。
 保険料額は6月下旬に決定し、7月以降にお住まいの市町村から決定通知書をお送りします。

均等割額 被保険者一人当たり 40,907円	+	所得割率 賦課のもと なる所得金額 × 8.30%	=	年間保険額 (限度額 62万円 ^{※1}) 100円未満の端数切捨て ※1 平成29年度は57万円でした。
--	---	---	---	--

※ 保険料額は、収入金額や世帯構成により異なります。

保険料増加抑制のための方策

保険料収納不足や医療費増大による財政不足に備え、都道府県に「財政安定化基金」が設置されています。
 平成30・31年度の保険料率改定に当たり、保険料軽減特例の段階的見直しの影響、一人当たり医療費の高い伸び、年金所得の動向等から、長野県と協議し、財政安定化基金の活用(約10億円の交付)による保険料の増加抑制を図りました。

左記の対策を講じた結果、
 均等割額を818円、
 所得割率を0.18ポイント
 軽減することができました。

保険料の軽減

● 低所得に係る均等割額の軽減

世帯の被保険者数に乗ずる金額について、5割軽減は「27万5千円」に、2割軽減は「50万円」にそれぞれ引上げます。これにより、それぞれの軽減該当条件が拡充します。

軽減割合	世帯内の被保険者と世帯主の前年の総所得金額等を合計した額		軽減後の均等割額
9割軽減	33万円以下の場合	世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得なし)の場合	4,090円/年
8.5割軽減		上記以外の方	6,136円/年
5割軽減	33万円 + (27.5万円 ^{※2} × 世帯の被保険者数) 以下の場合 ※2 平成29年度は27万円でした。		20,453円/年
2割軽減	33万円 + (50万円 ^{※3} × 世帯の被保険者数) 以下の場合 ※3 平成29年度は49万円でした。		32,725円/年

● 低所得に係る所得割額の軽減(軽減特例の段階的見直し)

後期高齢者医療制度発足時の激変緩和措置として実施されてきた、一部の所得(基礎控除後の総所得金額が58万円以下)の被保険者に係る所得割額軽減特例は、平成30年度以降はありません。なお、上記の基礎控除後の総所得金額が0円の場合は、引き続き所得割額はかかりません。

● 元被扶養者に係る均等割額の軽減(軽減特例の段階的見直し)

低所得者に係る所得割額の軽減特例と同様に実施されてきました、後期高齢者医療制度の資格取得直前に被用者保険(市町村国民健康保険・国保組合を除く。)の被扶養者であった被保険者に係る均等割額の軽減特例は、平成30年度は「5割軽減」となります。なお、低所得に係る均等割額軽減特例(9割・8.5割軽減)に該当する方は、その軽減割合が適用されます。

《お問い合わせ先》

長野県後期高齢者医療広域連合 ☎026-229-5320

または、住民福祉課 国保年金係 ☎62-9111

